

## 遊休農地について

農地は食料を生産するだけでなく、美しい田園風景など、すばらしい自然景観をもたらす、わたしたちの生活をこころ豊かにしてくれます。大切な農地を適切に守り、引き継いでいきましょう

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消に努めています。

遊休農地は農地法において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①の農地を除く）。」と定義されています。



農地の所有権又は賃借等の権利を有する方には、農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。作付をしない場合でも農地の除草等を実施し、適正管理につとめてください。

### 耕作放棄は周囲の農地にも被害をもたらします

- ・ヒエやカヤなどの雑草の種がとぶ
- ・田畑の風とおしが悪くなり、病気や害虫が出る
- ・ハクビシン、アライグマなどのすみかになる
- ・不法投棄の温床になる など

### 農地パトロールを実施しています 農地の無断転用は違反です

農業委員会では遊休農地発生・防止の目的のほかに、農地の無断転用の防止のためにも日常的に農地パトロールを実施しています。

今後も、委員一丸となって、地域に根ざした活動につとめてまいりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

地図をもとに1筆ずつ目視等で → 確認します。



## 大津市農地賃借料情報(令和3年1月~令和3年12)

	平均	最高	最低	データ数
田	8,600円	12,000円	3,300円	40筆
畑	10,600円	18,000円	4,100円	10筆
(参考)物納(米)量	35kg	60kg	9kg	50筆
(参考)使用賃借(無料)	—	—	—	205筆

令和3年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料等の水準(10a当たり)は、以下のとおりです。金額、重量は集計値です。この水準は、農地法第52条の規定に基づき参考として提供するものです。実際の契約の締結にあたっては、貸し手、借り手の双方でよく協議してください。